

11 都市災害への備え

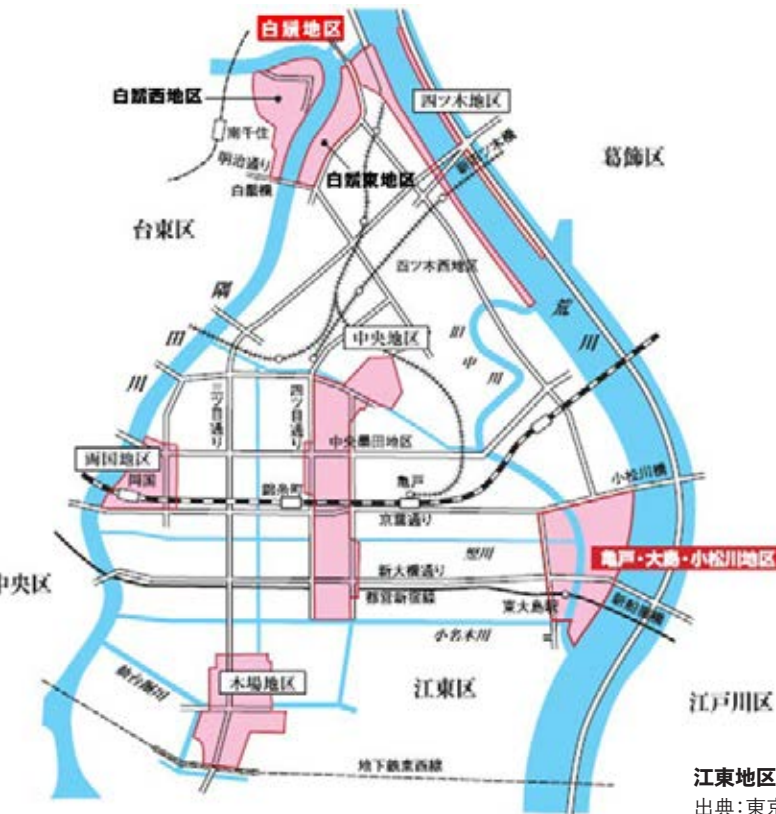
昭和36(1961)年に「災害対策基本法」が公布され、これに基づき、東京都では昭和38(1963)年に「東京都地域防災計画」を策定しました。この計画の中で区部においては、広域避難地として42箇所を指定しました。

一方、災害対策基本法は、災害の予防面よりも災害発生後の応急対策や復旧に重点を置いていました。東京都では、これを補完充足するために、昭和46(1971)年、地震災害の予防という側面に力点を置いた「東京都震災予防条例」を公布・施行しました。

昭和44(1969)年、東京都は、隅田川と荒川に囲まれた江東デルタ地区の「江東再開発基本構想」を策定し、震災対策や住環境の改善を図り、地域特性に配慮した経済基盤の強化を目指す方針を示しました。

昭和50(1975)年、区部における「地震に対する地域危険度測定調査」の結果を発表し、延焼火災の危険性が高い地域が、江東地区に加えて、山の手地域にも広がっていることを明らかにしました。そこで、震災に対する地域の安全性の向上のため、防災市街地の骨格となる延焼遮断帯を構築することとしました。

火災の延焼を防止するため、幹線道路、公園、河川などの整備を進めるとともに沿道の不燃化を促進しています。万一の場合に備えて、避難の安全を確保するための避難場所や避難道路の指定、橋梁等の整備を促進するとともに、避難場所周辺や避難道路沿道の不燃化、安全化を進めています。



市街地再開発の機会を捉えた江東地区防災拠点づくり

荒川と隅田川に囲まれた江東地区は、高度経済成長期に大量の地下水汲み上げによりもたらされた地盤沈下によるゼロメートル地帯の拡大、木造密集住宅と工場の混在、化学薬品等危険物分布の増大などによって、災害に対して都内でも極めて危険な地域であると同時に、生活環境、経済基盤も極度に悪化した地域でした。江東地区防災拠点づくりは、江東デルタ地区の6箇所(白鬚地区、大島・小松川地区、木場地区、中央地区、両国地区、西ツ木地区)において、面積約50～100ha規模の拠点開発を行い、災害時に避難広場として活用できる都市公園を設置し、周辺に不燃建築物や避難路の整備を行う計画でした。



白鬚東地区 平成2(1990)年
出典:東京都都市整備局

江東地区防災拠点位置図 昭和56(1981)年3月
出典:東京都都市整備局



火災危険度

上図は、第2回測定調査時(1984年公表)の火災危険度を示しています。地震による出火の起こりやすさと、それによって建物がどれくらい燃え広がるかを計算して、火災の危険性の度合いを評価したものです。山手線外側の「木賃アパートベルト地帯」の危険度が高いことが分かります。
出典:東京都都市計画局、日経アーキテクチャ1987年8月24日号。



整備前



延焼遮断帯の指定路線図

出典:東京都都市計画局「都市防災施設基本計画」昭和56(1981)年



整備後

防災市街地の骨格となる延焼遮断帯 出典:東京都都市整備局「防災都市づくり推進計画(改定)」平成28(2016)年

緩傾斜型堤防とスーパー堤防整備

●昭和49年(1974)年、主要5河川(隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川)を緩傾斜型堤防により整備することが提案されました。これは、背面に一定の盛土が施されているため、地震による大きな機能低下がなく、応急復旧が容易で、親水機能の向上にも寄与することが期待されました。昭和55(1980)年度に緩傾斜型堤防整備事業として隅田川の白鬚地区で事業に着手しました。

●その後、昭和60(1985)年度には、安全性をさらに高めるために、堤防の堤内地側を堤防と一体的に盛土したスーパー堤防整備事業を計画し、隅田川の一部で着手しました。現在も川沿いの開発に合わせて順次、まちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進めています。

緩傾斜型堤防(上)とスーパー堤防(下)
出典:東京都建設局